

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）（06-6615-7546）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	下水道使用料の徴収
概要	公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域を公示した区域内の使用者から、1月につき大阪市下水道条例別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例 第11条、第11条の2、第12条、第12条の3、第27条、第28条 大阪市下水道条例施行規則 第11条、第12条、第13条、第32条 ※水質使用料の認定に関するものを除く
処分基準	大阪市下水道条例 大阪市下水道条例施行規則 井河水及び工事に伴う排水等に関する認定事務取扱要綱 汚水排出量の減量認定に関する事務関する事務取扱要綱
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010493.html
備考	